

郵送による申告の受付

※早めの郵送(2月中)にご協力ください。

- 申告書に必要事項を記載した書類を同封し、切手を貼って税務課宛に郵送してください。
- 申告書のほか必要書類(控除証明書类等)を同封してください。
- 公民館での預かりは行いません。郵送するか役場受付の日程に合わせて会場にお越しください。

▼ 郵送先 (切り取ってお使いください。)

904-0492

恩納村字恩納2451番地

恩納村役場 税務課 御中

(申告書在中)

※記載内容や書類に不備がある場合は、確認の電話やお呼び出し、書類を返送することがあります。

※ご自身での作成が難しい方は、税理士への委託や青色申告会に作成指導を受けるなどもご検討ください。

添付資料は、1月末に届く申告書同封資料をご確認ください。

※内容が変更となる場合があります。ホームページで最新の情報をご確認ください。
※申告期間は、申告の対応や問い合わせが増えますので事前にお問い合わせください。

お問い合わせ: 税務課 ☎966-1206

おむつ代の医療費控除の証明書が役場で取得できます

紙おむつ代は通常、医療費控除の対象にはなりません。おむつを6か月以上寝たきりの状態であり、医師による治療のもとでおむつの使用が必要であると認められる場合には、確定申告などで医療費として申告することができます。

その際、今までは医師が発行したおむつ使用証明書の添付が毎年必要でした。今後は紙おむつの医療費控除を受けるのが2年目以降の方に限り、恩納村が発行するおむつ代の医療費控除時刻証明書が必要書類として認められるようになります。

対象者

- ① 収入があり、所得税を納めている方
- ② 介護認定を受けていて、医師におむつの使用が必要と認められた方
- ③ おむつ代の医療費控除を受けて2年目以降の方

※発行できない場合もありますので、お問い合わせください。

お問い合わせ: 福祉課 ☎966-1207

2月は村県民税第4期の納付月です!

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	6月2日	7月31日	12月25日	令和8年 3月2日
村県民税	6月30日	9月1日	10月31日	令和8年 2月2日
軽自動車税	6月2日			

- 口座振替日は納期限と同日です。前日までに残高確認をお願いします。
- 納税は口座振替が便利です。手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ: 税務課 ☎966-1206